

令和3年6月3日

保護者の皆様

安芸太田町教育委員会  
安芸太田町立安芸太田中学校

## 学校で1人1台配備しているタブレット端末の持ち帰りについて

平素は、本校の教育にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度安芸太田町では、新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業の可能性等を想定し、子どもたちの学習を保障するため、いつでもオンライン授業の実施ができるよう準備をすすめております。

つきましては、学校で1人1台配備しているタブレット端末の持ち帰りを実施します。

なお、学校でもタブレット端末の利用方法については日々指導を行っておりますが、お子様がご家庭でも安全にICT機器等を活用することができるよう、本文書に記載されている注意事項などをお子様と共にご確認いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 持ち帰るもの

タブレット端末・・・1台                      ACアダプター・・・1本（長期休業のみ）

#### 2. タブレット端末配布の目的

学校より貸出するタブレット端末は、学習（オンライン授業、宿題など）のために使うことを目的としています。

#### 3. 物品利用における注意事項

- ① 紛失及び破損の無いよう、ご家庭で管理くださいますようお願いいたします。万が一、紛失及び破損が発生した場合は、速やかに学校へご連絡ください。故意の破損\*であると判断された場合、修理費用をご負担いただく場合もございますので、くれぐれも取り扱いにはご注意ください。

※ 故意の破損とは…転売や端末を叩きつけるなど明らかに破壊を目的とした行為を指します。

通常利用での破損や故障は弁償の対象外です。

- ② オンライン授業や宿題など、学習以外での利用はさせないてください。
- ③ 利用は児童生徒の住居を基本とし、屋外で利用する際は紛失や破損の無いよう注意してください。

#### 4. 持ち帰りについて

##### ① 家庭での Wi-Fi 接続テストについて

次のとおり接続テストを実施します。接続の状況は 6 月 14 日に送信する「すぐメール」アンケートにご回答ください。（6/28 まで）

##### ■ Wi-Fi 接続テスト

期間：6 月中

内容：ご家庭で Wi-Fi に接続できるかどうかテストしてください。（タブレット端末を持ち帰る日に配布する Wi-Fi 設定手順書を参照してください。）

Wi-Fi 環境のないご家庭についても、今後のオンライン授業の可能性なども見据えて準備をお願いいたします。難しい場合は、個別に学校に相談してください。

##### ■ 持ち帰り端末での Web 会議システム接続テスト

期日：7 月中 ※ 詳細については、後日お知らせいたします。

##### ② 持ち帰りタブレットを使った学習のスタート

小学校 3 年生以上のお子さんについては、ご家庭の Wi-Fi 通信環境が整い次第、タブレット端末を家庭に持ち帰り、家庭学習に利用します。開始日は改めてお知らせします。

#### 5. ご家庭でのご利用についてのお願い

##### ① 健康のために

- 使用する時間はご家庭でお子様と話し合い、30 分を目安に細かく休憩を取るなど工夫してご利用ください。
- 就寝する 30 分前を目安に、強い光を発する ICT 機器の利用はしないようにお願いします。寝付きが悪くなることが懸念されます。
- タブレット端末にヘッドフォンをつないで音を聞く場合は、音量の上げすぎにはご注意ください。
- タブレット端末を使用する際は正しい姿勢で、画面に近づき過ぎないようにご注意ください。
- タブレット端末は明るい場所で利用するようにお願いいたします。



図 1

タブレット端末 PC を利用する際のポイント

出典：「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック」（文部科学省）  
([https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/fieldfile/2018/08/14/1408183\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/fieldfile/2018/08/14/1408183_5.pdf))

## ② 安全な使用

- 危険なサイトにアクセスしたり、タブレット端末の動きがおかしいと感じたりした場合はすぐに画面を閉じ、学校にお知らせください。
- 学習と関係のないウェブサイトには接続しないようにお願いします。なお、インターネットの接続については履歴が残るようになっております。
- 学習に必要なアプリケーションは既にインストールしてあります。その他のアプリケーションを勝手にインストールしないようにしてください。

## ③ 個人情報など

- 貸与しているタブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしないようにお願いします。
- 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など個人が特定できる情報）はインターネットに絶対に書き込まないようにお願いします。
- 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込ませないようにお願いします。
- パソコンやドリル教材などにログインするための ID やパスワードは、他人に教えないようにお願いします。

## ④ カメラでの撮影

- カメラで誰かを撮影する際は、勝手に撮影せずに必ず相手の許可をもらうようにお願いします。
- トラブルに巻き込まれる可能性があるため、人や地域が特定できるような写真をインターネット上にアップロードしないようにお願いします。

## ⑤ 設定の変更

- タブレット端末の設定は一括で管理しています。トラブルや故障の原因にもなりますので、指示のあった設定変更以外は実施しないようにお願いします。

## 6. 故障時などの対応について

タブレット端末の故障時は、学校までご連絡ください。また、休業日や夜間など学校へ電話が繋がらない場合は、翌登校日に担任までお知らせください。

## 7. ネットワークとの接続について

Wi-Fi との接続に不安がある場合は、下記連絡先までご連絡ください。

【連絡先】 安芸太田町教育委員会 教育課  
電話：22-1212

## 安芸太田町タブレット端末持ち帰りに係る留意事項

以下の留意事項を確認し、6月10日(木)までに学校に提出してください。

### 1 端末の貸与について

安芸太田町立の学校に在籍している児童生徒に、タブレット端末を貸与します。安芸太田町立の学校を卒業、転出する際は、速やかに端末を返却してください。

### 2 貸与端末の利用について

貸与された端末は、学習及び学校との連絡手段として利用し、学校から示されたルールや健康上の留意点を守ってください。本町教育委員会または学校において、貸与する端末の通信記録やWebアクセス履歴を調査・確認することがあります。

なお、学校外での利用における、インターネット接続に係る通信料金については、ご家庭でご負担をお願いします。

### 3 貸与端末の利用者について

貸与された端末を利用するのは、端末を貸与された児童生徒本人及びその保護者であり、他者に利用させないでください。

### 4 貸与端末の取扱いについて

貸与された端末を利用する際は、故障や紛失をしないように丁寧に扱ってください。

万が一、自然故障<sup>注1)</sup>、物損故障<sup>注2)</sup>、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。

場合により費用負担をお願いする場合がございます。

注1) 正常に使用したにもかかわらず、対象機器に生じた内部の部品不具合等

注2) 破損、破裂、汚損、水漏れ(水没)等の外部的な要因に起因する、保証対象機器の機能が正常に動作しなくなる等の故障

-----切 り 取 り 線-----

令和 年 月 日

### タブレット端末持ち帰りに関する同意書

(あて先) 安芸太田町教育委員会 教育長

タブレット端末の貸出を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。

#### ● 確認事項 (☑をつけてください。)

「タブレット端末持ち帰りに係る留意事項」を確認し、借用した機器(タブレット端末)を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。

安芸太田町立安芸太田中学校

年 お子様氏名

保護者氏名

印